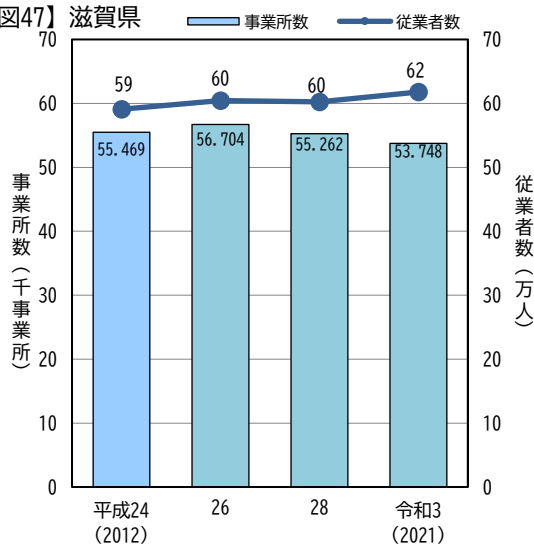


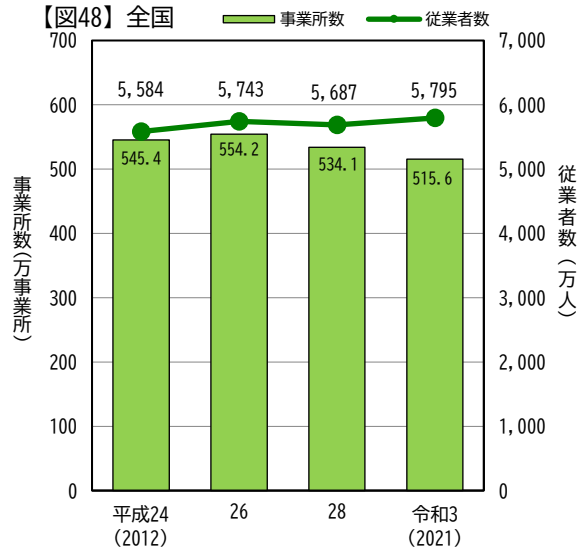
事業所・労働

■事業所数と従業者数の推移（民営事業所）

【図47】 滋賀県



【図48】 全国

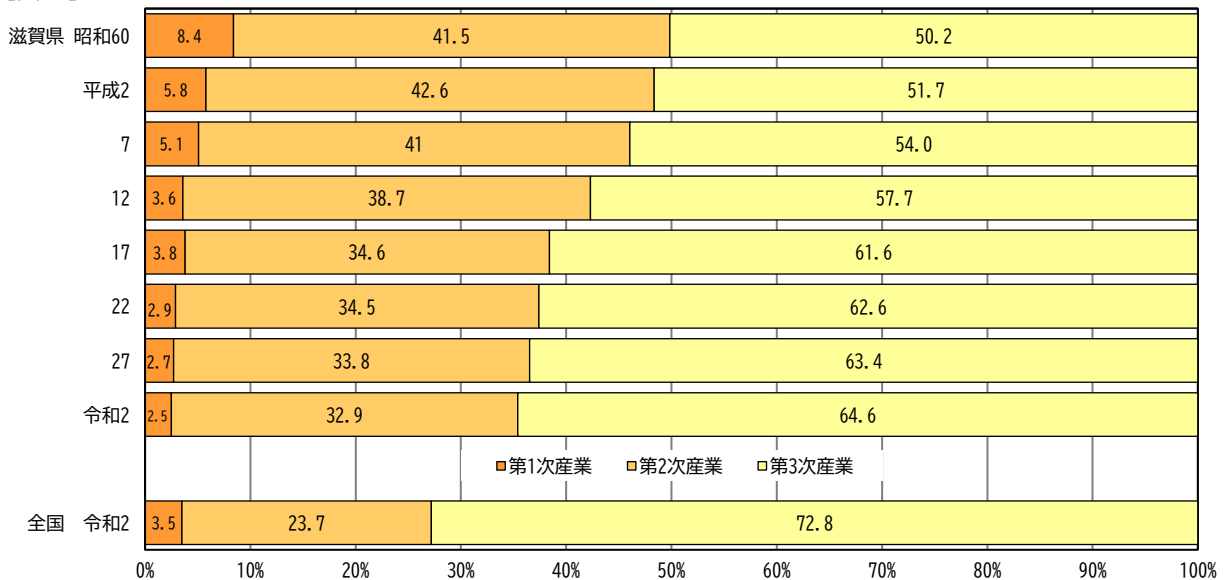


※ 令和元年経済センサス-基礎調査は、過去の経済センサスとは調査方法が異なることから時系列比較から省いています。

平成26年：「経済センサス-基礎調査」 総務省
平成24年、28年、令和3年：「経済センサス-活動調査」 総務省・経済産業省

■就業者割合の推移（産業別）

【図49】



※ 割合の計算は、分母から「分類不能の産業」を除いています。

「国勢調査」 総務省統計局

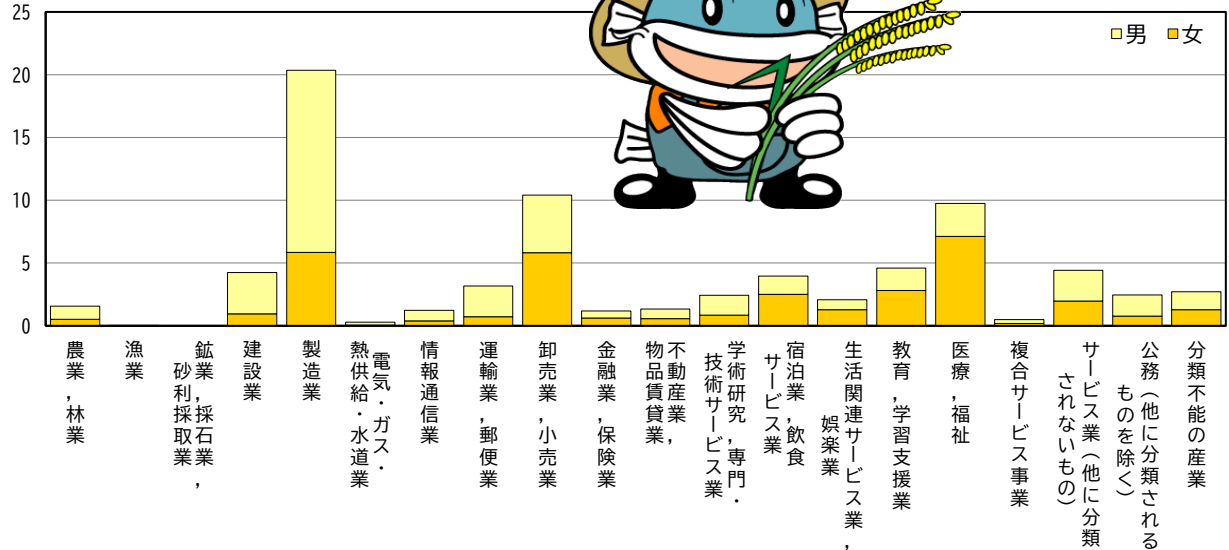
令和3年6月1日現在の滋賀県の民営事業所数は
5万3,748事業所(事業内容等不詳を除く)、従業者数は61万7,826人。
過去9年間は、滋賀県、全国ともほぼ横ばいで推移している。【図47】【図48】

滋賀県の第2次産業の就業者割合は昭和60年と比較して8.6ポイント低下したが
全国の第2次産業の就業割合よりも9.2ポイント高い。【図49】

■有業者の状況

【図50】産業別有業者数

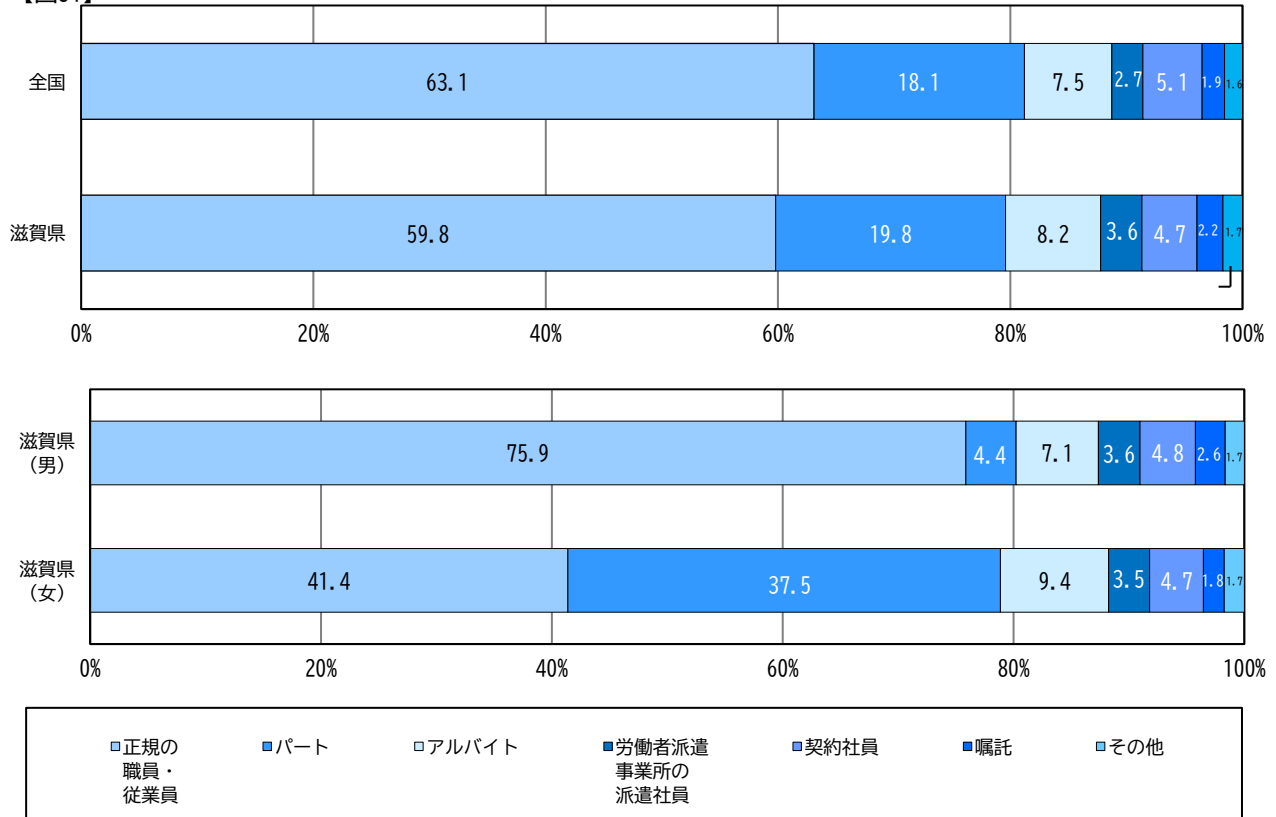
(万人)



「令和4年就業構造基本調査」 総務省統計局 (令和4年10月1日現在)

■雇用の割合(雇用形態別、会社などの役員を除く)

【図51】



「令和4年就業構造基本調査」 総務省統計局 (令和4年10月1日現在)

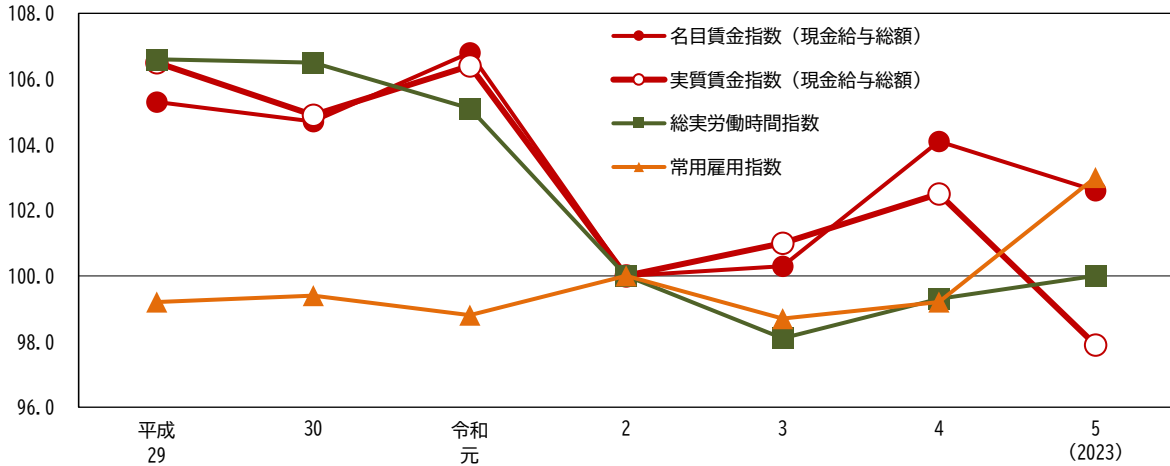
滋賀県内の有業者で最も多い産業は製造業で20万3,400人。
 そのうち女性は5万8400人で、卸売業, 小売業の女性5万8100人とほぼ同じ規模。
 女性に限ると最も有業者が最も多いのは医療, 福祉で7万1100人。【図50】

正規の職員・従業員の割合は男性が75.9%に対し、女性は41.4%。【図51】

■賃金・労働時間・雇用の指数の推移

【図52】

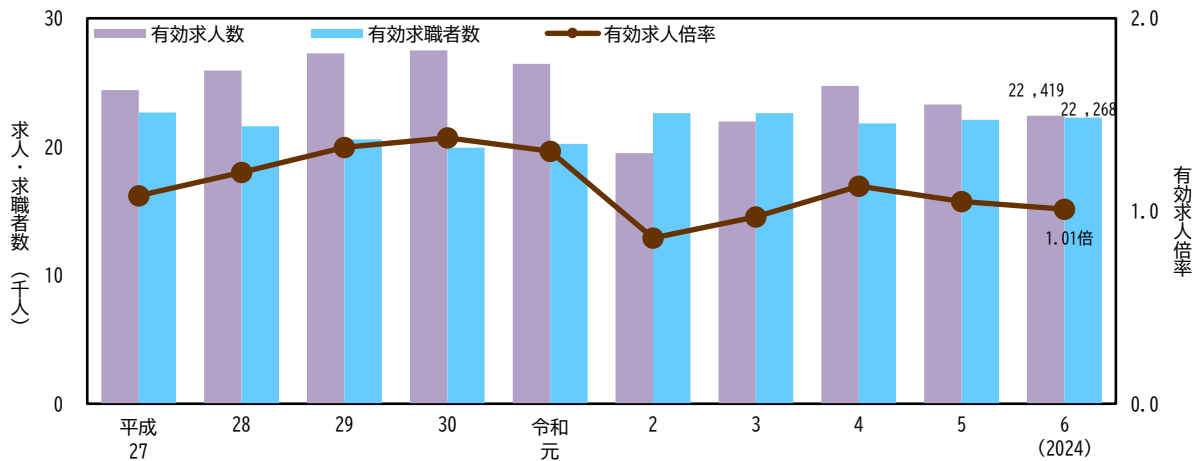
(令和2年=100)



「毎月勤労統計調査」 県統計課

■求人・求職者数と有効求人倍率の推移 (パートを含む)

【図53】



「職業安定業務月報」 厚生労働省滋賀労働局

くらしの数字

一人当たり県民所得 (令和4年度) 329万2千円 全国10位

ちなみに、全国1位は東京都 603万7千円、2位は愛知県 381万9千円、3位は茨城県 348万1千円です。

※「県民所得」は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したものであるため、個人の所得水準ではありません。

企業利潤などを含む各都道府県の経済全体の所得水準を表しています。

「県民経済計算」 内閣府

従業者100人以上の事業所割合 (対民営事業所数) 1.41% 全国4位

従業者100人以上の事業所で働く従業者割合 (対民営事業所従業者数) 31.12% 全国4位

「令和3年経済センサス-活動調査」 総務省・経済産業省

「名目賃金」とは、労働の対償として労働者に支払われたもののうち、通貨で支払われたものをいい、それを指数化したものが「名目賃金指数」である。

これに対し「実質賃金指数」は、名目賃金指数から物価変動の影響を除いたもの。支払われた通貨で購入できる物品やサービスの量を指数化したものである。

いずれも30人以上の事業所について表している。【図52】

「有効求人倍率」とは、公共職業安定所で取り扱う求職者数に対する求人数の割合で1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標である。【図53】